

# 1. 令和6年度以降のバリアフリー推進における進め方

## 1-1. これまでと今後の取組

北区では、平成 27 年度にバリアフリー基本構想【全体構想】、平成 28 年度に地区別構想【赤羽地区】、平成 29 年度に地区別構想【滝野川地区】、平成 30 年度に地区別構想【王子地区】を策定しました（参考資料 1 参照）。

また、地区別構想策定の次年度には、施設設置管理者等が作成した特定事業計画をとりまとめ、着実な事業の推進に努めており、令和 2 年度には中間評価を実施しました。

今後は、全体構想及び地区別構想の目標年次が令和 7 年度であることから、令和 7 年度に最終評価を行い、令和 8 年度に次期基本構想の改定に向けた検討を実施する予定です。

また、今年度は、昨年度から検討している**バリアフリー整備における知見集（以下「知見集」といいます。）**を作成します。具体的には、昨年度の協議会でいただいたご意見や施設設置管理者等への照会結果等を踏まえ、知見集の内容を充実させ、今年度中に内容をとりまとめる予定です。

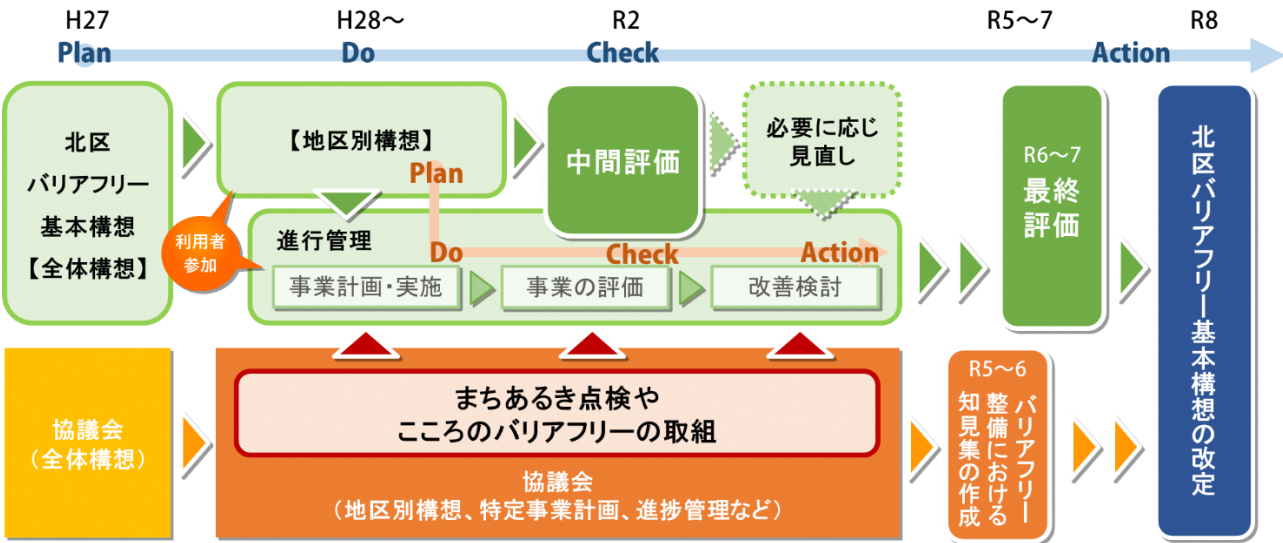


図 1-1 基本構想改定に向けた流れ

表1-1 基本構想改定に向けたスケジュール及び検討内容

年度	検討内容		まちあるき点検に関する取組	こころのバリアフリー
	基本構想の策定・評価に関連する取組			
平成27年度	全体構想 策定			人的対応・こころのバリアフリーの推進に向けた取組を実施（区立小中学校へのアンケート調査、VR 動画作成等）
平成28年度	地区別構想①【赤羽地区】 策定			
平成29年度	地区別構想②【滝野川地区】 策定	特定事業計画①【赤羽地区】 作成	・なでしこ小学校等複合施設見学会	
平成30年度	地区別構想③【王子地区】 策定	特定事業計画②【滝野川地区】 作成	・浮間舟渡駅前広場バリアフリー化検討会（東京都）	こころのバリアフリーの推進に向けた取組を実施（区立小中学校へのアンケート調査、VR 動画作成等）
令和元年度		特定事業計画③【王子地区】 作成	・赤羽地区・NTC 周辺まちあるき点検 ・浮間舟渡駅前広場バリアフリー化検討会（東京都）	
令和2年度	【赤羽地区】【滝野川地区】の進捗状況把握 → 中間評価とりまとめ		・滝野川地区まちあるき点検	こころのバリアフリーの推進に向けた取組を実施（区立小中学校へのアンケート調査、VR 動画作成等）
令和3年度	【王子地区】の進捗状況把握		・王子地区まちあるき点検 ・王子第一小学校施設見学会	
令和4年度			・赤羽地区まちあるき点検 ・浮間舟渡駅前広場バリアフリー化意見交換会（東京都） ・意向調査の実施（調査対象：区民部会委員・特定事業者）	意向調査の実施（調査対象：区民部会委員）
	<b>知見集の作成</b>			
令和5年度	○知見集（骨子）作成（目次構成等）	<b>基本構想改定に向けた検討</b>	・まちあるき点検	具体的な取組の展開
令和6年度	○知見集（案）作成、とりまとめ	○最終評価に向けた考え方の整理	・まちあるき点検	
令和7年度	<u>※全体構想・地区別構想の目標年次</u>	○最終評価 ・特定事業等の進捗状況把握 ・改定に向けた課題の整理	・まちあるき点検	継続的な取組みへの展開
令和8年度		○全体構想・地区別構想とりまとめ ・特定事業等の検討 ・パブリックコメントの実施 ➡全体構想・地区別構想 改定	・まちあるき点検	
令和9年度～	令和9年度 特定事業計画 作成 令和13年度 中間評価の実施 令和18年度 最終評価の実施		・まちあるき点検（各年度実施予定）	

## 1-2. 知見集の修正方針

昨年度の第2回協議会（R6.1 実施）にて、知見集のたたき台を提示し、協議会委員から、「バリアフリー法に基づく基準類や、北区バリアフリー基本構想に記載されている「共通の配慮事項※」と知見集とのすみ分けはどうか」や「まちあるき意見を整理するのではなく、基準等を踏まえて整備するにあたり、どのような検討プロセスを踏んで整備・完成に至ったかが知見となる」などのご意見をいただきました。

これを踏まえ、知見集の修正方針を以下に示します。

### 【知見集の作成趣旨について】（昨年度第2回協議会からの修正）

- 北区では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）に基づく、「北区バリアフリー基本構想【全体構想】」や区を3つの地区に区分して「北区バリアフリー基本構想【地区別構想】」を策定するなど、地域一体での連続的・面的なバリアフリー整備やこころのバリアフリー等の取組を進めています。
- 基本構想の推進にあたっては、障害当事者や専門家で構成する「区民部会」により、「まちあるき点検」として、施設の現地確認及び意見交換を重ねてきました。まちあるき点検のなかでは、移動等円滑化基準に則ったバリアフリー整備が行われても、使い勝手が悪かったり、管理・運用面等で新たなバリアが生じてしまう場合があるなど、新たな課題が提示されました。
- そこで、まちあるき点検等で得られたバリアフリー整備に関する区民意見（良い点や改善点）を“知見”として整理し、赤羽地区・滝野川地区・王子地区の関係事業者や施設管理者に周知を図り、基本構想に定めた「共通の配慮事項」とあわせて、それぞれの事業推進の中で配慮した取組を実施していただけるよう協力を依頼していきます。

- 北区では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）に基づき、「北区バリアフリー基本構想【全体構想】」や区を3つの地区に区分した「北区バリアフリー基本構想【地区別構想】」を策定し、地域一体での連続的・面的なバリアフリー整備やこころのバリアフリー等の取組を進めています。
- 基本構想では、多様な利用者が安全に移動・利用しやすい施設整備に向けた対応を進めていく際の共通の考え方を配慮事項として示しています。また、基本構想の推進にあたっては、障害当事者や専門家で構成する「区民部会」により、「まちあるき点検」として、施設の現地確認及び意見交換を重ね、この意見を基に、随時「共通の配慮事項」を更新し、施設設置管理者等が取組を実施していただけるよう協力を依頼してきました。
- 施設設置管理者等は、移動等円滑化基準や「共通の配慮事項」に加え、まちあるき点検における意見の反映やその他工夫により、バリアフリー化整備を実施してきました。
- そこで、バリアフリー化整備を推進するにあたり、施設設置管理者等が検討したプロセスとそこから得た学びを“知見”として整理し、赤羽地区・滝野川地区・王子地区の施設設置管理者等に周知を図り、今後のバリアフリー化整備において、よりよい施設整備・維持管理・運用を図るため、本「知見集」を作成します。

※「共通の配慮事項」とは、平成27年度から実施してきたまちあるき点検などの結果を踏まえとりまとめた、多様な利用者が安全に移動・利用しやすい施設整備に向けた対応を進めていく際の共通の考え方のことであり、基本構想に位置付け、令和2年度に作成した中間評価で更新していません。

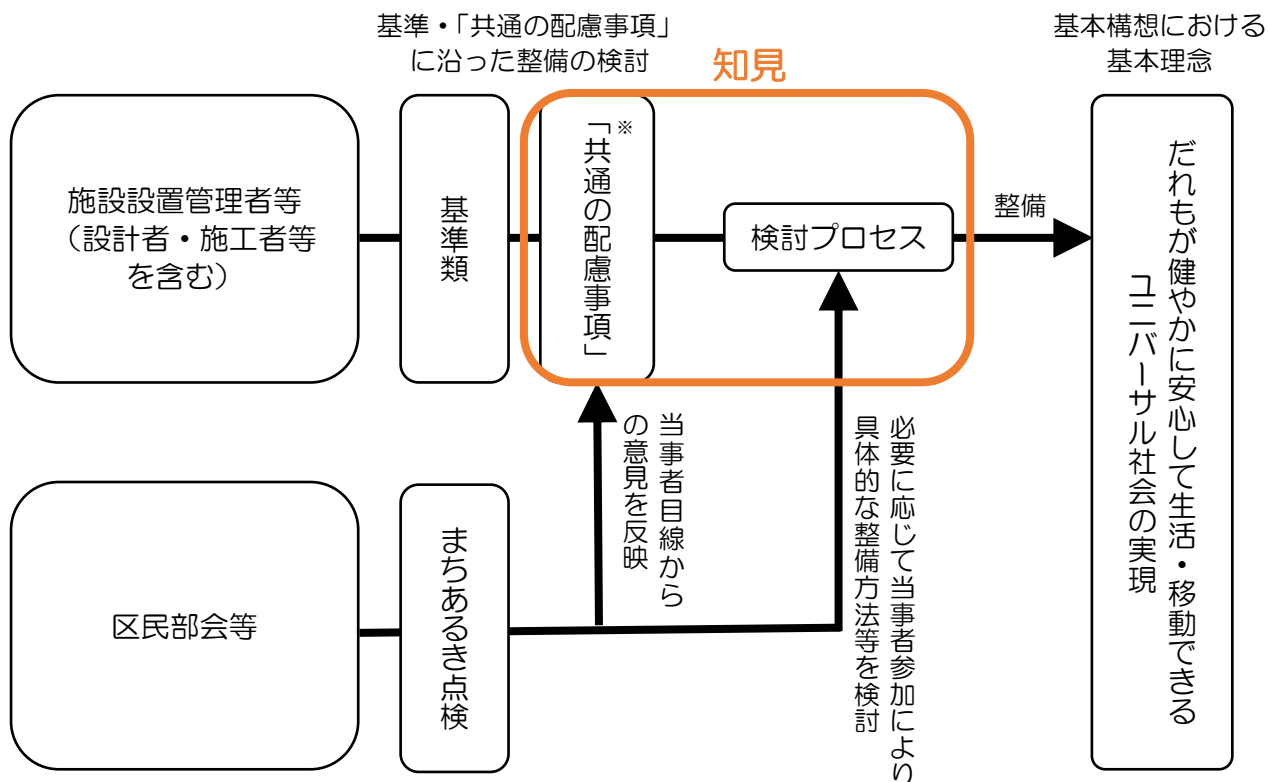


図1-2 バリアフリー化整備に向けたこれまでの流れ

- 現在の知見集に記載している以下の障害特性別の配慮事項について、今回の修正で整備事例を基に「プロセス」と「そこから得た学び」を“知見”として整理することから、事業種別ごとに整理するほどの事例数にはならないことが想定されるため、事業種別ごとの整理はとりやめます。また、障害特性別については、適宜障害特性の説明を記載することについて検討します（視覚障害者は、～の特性・困りごとがある。など）。

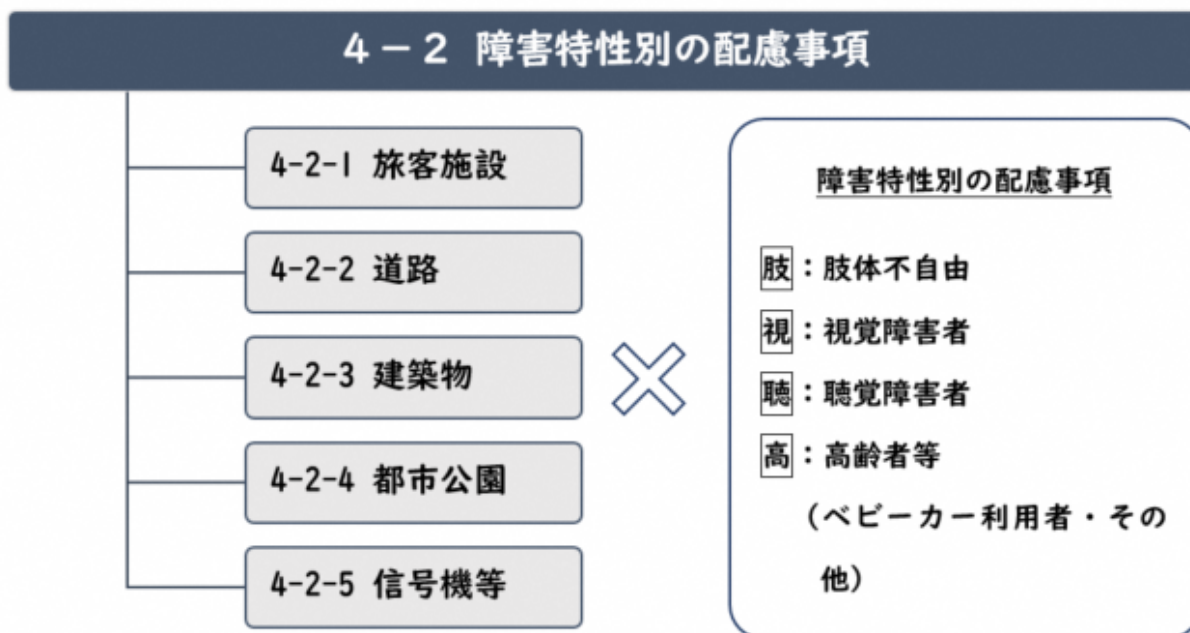


図1-3 障害特性別の配慮事項

## 事例1：～～

位置づけられた特定事業：

事業主体：

関連する「共通の配慮事項」：

整備概要：

整備に至った動機・背景：

- ・整備前の問題点、問題が生じている理由
- ・協議会意見やまちあるき点検等の区民意見を踏まえて整備・工夫しようと考えた点

検討プロセス

- ・検討期間
- ・どのような関係者とどのような調整を行ったか
- ・当初想定していた整備方法から、関係者調整（当事者意見や管理者協議）等によって変更した点
- ・その取組の様子や実際の整備写真を掲載

事例写真

事例写真

改善前

改善後

成果

- ・「基準適合」だけではない工夫により実現できた点
- ・取組に関わったことによる担当者自身や調整した関係者、利用者等の意識の変化 など

苦労した点

- ・関係者との調整などの検討プロセス等において、調整が難航した・苦労したこと など

課題が残ったと考えること

- ・調整の結果、思ったようには実現できなかったこと
- ・検討のもっと早い段階で意見の反映を考えていれば実現できたこと
- ・整備したことにより生じた新たな課題（適正な維持管理等） など

この取組による知見を施設設置管理者としてどのように展開していきたいと考えるか

- ・管理する他の施設での実施候補場所 など

図1-4 知見集：各項目の作成イメージ（例）

## ◆サンプル

### 事例Ⅰ：沿道施設等と連携した視覚障害者誘導用ブロック等の整備

#### 概要

##### 【位置付けられた特定事業】

- ・視覚障害者誘導用ブロックの改修（設置位置の改善）【十-04】

##### 【事業主体】

- ・北区 土木部 道路公園課

##### 【関連する「共通の配慮事項」】

- ・視覚障害者がブロックを利用することで不必要に曲がったり、遠回りになったり、看板や駐輪などに衝突することのないように、現地の状況に応じて敷設方法を個別に検討する。
- ・沿道の生活関連施設の利用状況やニーズを考慮し、必要に応じて施設入口へ連続的に誘導するブロックを設置する。（施設設置管理者と連携）

##### 【整備概要】

- ・王子特別支援学校の歩道状空地を活用した視覚障害者誘導用ブロックの設置位置改善
- ・東京成徳大学前の横断歩道・エスコートゾーンの新設

##### 【整備に至った動機・背景】

- ・当該路線は十条駅と特別支援学校や療育医療センター、障害者総合スポーツセンターなどをつなぐ路線であり、障害者が特に多く利用することから、かねてより視覚障害者誘導用ブロックの連続設置がされていたが、歩道のない区間ではガイドライン等もないことから、必ずしも適切と言えない整備方法の箇所があった。
- ・王子特別支援学校の建て替えに際し歩道状空地が整備されることから、歩道のない区間に設置していた視覚障害者誘導用ブロックを歩道状空地に移設できる可能性があると考え検討を開始した。
- ・かねてから横断歩道がなく、通常歩行者が車道を横断する場所でもないところで視覚障害者誘導用ブロックが横断している箇所が2箇所あり安全性について懸念していた。上記の整備を契機に、横断歩道設置位置の見直し及びエスコートゾーン新設についても併せて検討した。

#### 検討プロセス

##### 【検討期間】

- ・令和2年度～令和5年度

##### 【関係者との調整経緯】

- ・**認定NPO法人ことばの道案内（ことナビ）との調整**：  
視覚障害者誘導用ブロック現状の懸念点について協働で現地実査を実施。  
視覚障害者誘導用ブロックの複数の計画案について、現地で見通しなどの安全性を確認して整備方法を決定。
- ・**王子特別支援学校との調整**：  
整備された歩道状空地に視覚障害者誘導用ブロックを設置したく協議を実施。

東京都教育財産使用許可書を取り交わし北区で視覚障害者誘導用ブロックを設置。

・**東京成徳大学との調整**：

校舎正面に横断歩道を移設してエスコートゾーンを新設する計画を説明。

交通管理者と協議するため大学の視覚障害者誘導用ブロック利用者数を聴取。

・**交通管理者との調整**：

王子特別支援学校の歩道状空地が整備されたこと及び現地視覚障害者誘導用ブロックの利用実態に合わせた、横断歩道の移設及びエスコートゾーン新設の依頼について協議を実施。既存の横断歩道同士の離隔が100m以上必要なこと等基準を確認。

東京成徳大学の校舎正面に横断歩道を移設し、エスコートゾーンを新設。

・**北区立十条富士見中学校との調整**：

北区立十条富士見中学校の歩道状空地のすり付け部及び車止め支柱1基を移設し、車椅子使用者等が通行できる有効幅員を改善確保。

【整備写真】



改善後



途中から歩道が未整備のため、道路反対側の路側帯へ横断するように、車道部に視覚障害者誘導用ブロックを設置していた。

建て替えた王子特別支援学校における歩道状空地の整備と連携し、歩道と連続した視覚障害者誘導用ブロックを整備できた。



改善後



東京成徳大学の入口に連続的に誘導をしていたが、動線が遠回りであり、横断歩道のない車道部に視覚障害者誘導用ブロックを設置していた。

校舎正面に歩道状空地のすり付け部を新たに設け、交通管理者との連携により、新しく横断歩道とエスコートゾーンを整備することで、動線が改善し、安全面も向上した。また、線状ブロックと点状ブロックの離隔を確保するため、線状ブロックは緩やかな曲線で整備している。

<b>成果</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道のない区間での視覚障害者誘導用ブロックを王子特別支援学校の歩道状空地に移設したことで、動線が改善され、安全面が向上した。</li> <li>・横断歩道の無い箇所では車道を横断していた視覚障害者誘導用ブロックを解消。東京成徳大学校舎正門前にはエスコートゾーンを設置し安全面が向上した。</li> <li>・担当者として本整備に関わったことにより、日ごろから路上の視覚障害者誘導用ブロックの配置や利用状況を見て、優良な点や改善点について意識するようになった。</li> </ul>
<b>苦勞した点</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を計画してから交通管理者との協議が整うまでに3年の期間を要した。</li> <li>・調整先が複数あったため関係機関との協議を繰り返し複数回重ねた。</li> </ul>
<b>残った課題</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該路線は王子特別支援学校の大型バス等が車道を往来し敷地に入出入りすることから、視覚障害者誘導用ブロックの破損・劣化が懸念されるため、適切な維持管理が求められる。</li> </ul>
<b>展開方針</b>
<p>【この事例における今後の展開・留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理について、王子特別支援学校歩道状空地の維持管理は学校、東京成徳大学の校舎正門間口は大学、歩道状空地の視覚障害者誘導用ブロックは北区、横断歩道の路面標示やエスコートゾーンは交通管理者であるため、今後も適切な状態を保つため各関係機関と連携して維持管理に努めていく。</li> </ul> <p>【他の事例に生かしていきたい事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沿道施設の改修等に伴い、歩行者の移動経路に変化が生じた場合など、必要に応じて交通管理者と協議を行い、適切な位置での横断歩道の設置や、機会を捉えたエスコートゾーンの設置を推進する。</li> </ul>



## 【知見集に掲載する事例候補について】

施設設置管理者等がバリアフリー化整備を実施するにあたり、基準や「共通の配慮事項」に加え、まちあるき点検における意見等を踏まえて工夫を行った事例を以下に示します。

以下の事例以外にも、区民部会委員や施設設置管理者等への事例照会を経て、整備に向けて工夫されたプロセスを有する事例について、可能な範囲で当時の整備担当者等への確認を行い、詳細な検討プロセスやその経緯について知見集に掲載します。

表1-2 知見集に掲載する事例の候補

事例	内容
JR 浮間舟渡駅駅前広場におけるバリアフリー化検討会	駅前広場等のバリアフリー化整備に向け、学識経験者、当事者、関係事業者、行政で構成された検討会を、平成30年度～令和3年度の期間において全8回実施し、整備方針の検討、整備中の確認、事後評価等を行った。
NTC 周辺のバリアフリー化促進に関する関係省庁等連絡会議	2020年東京大会に向け、NTC及び周辺アクセス道路をパラアスリート等が安心して利用できるよう、障害当事者及び学識有識者等を含めた関係者の参画を得て、実地点検を実施し、整備方針をとりまとめた。
なでしこ小学校等複合施設・王子第一小学校施設見学会	なでしこ小学校等複合施設（H30.4開設）及び王子第一小学校（R3.9開設）の新設に伴い、区民部会が主体となり、施設点検を実施して良い点や改善点を確認し、改善可能な範囲で整備へ反映することに努めた。
大橋病院、滝野川体育館・公園の移転・改修に伴うまちあるき点検の実施	大橋病院の移転及び滝野川体育館・滝野川公園の大規模改修の予定があるため、区民部会によるまちあるき点検の実施要望を受け、施設の良い点や改善点を確認した。
視覚障害者誘導用ブロックを活用した案内表示の検討	道路の「共通の配慮事項」に記載されている「視覚障害者誘導用ブロックを活用した案内の設置」について、行先案内表示のある誘導用ブロックを試作し、区民部会・事業者部会合同意見交換会を実施して設置に向けた検討を行った。設置後は、まちあるき点検を実施して評価を行った。
飛鳥山公園駐車場・中央公園駐車場のバリアフリー化検討	当事者の視点や整備の考え方等を熟知している基本構想策定時の区担当者が、実際に整備を行う担当課に異動したことにより、「共通の配慮事項」を踏まえた整備を具体的に検討し、実現に至った。
沿道施設等と連携した視覚障害者誘導用ブロック等の整備	王子特別支援学校の改修による歩道状空地の整備により、空地を活用した視覚障害者誘導用ブロック及び横断歩道の設置位置を改善した。さらに、交通管理者との協議により、横断歩道・エスコートゾーンを新設した。

### 1-3. 令和6年度の検討体制とその役割

協議会と区民部会によって検討を行います。

協議会では、「バリアフリー整備における知見集」のとりまとめに向けた検討を行います。

区民部会では、まちあるき点検及び人的対応・こころのバリアフリーの推進に向けた取組を引き続き進めていきます。（区民部会の進め方については資料2に詳述）

なお、今年度は検討依頼事項がないため事業者説明会の開催予定はありませんが、知見集のとりまとめに向けた事例照会やまちあるき点検等の結果のフィードバックを行っていきます。

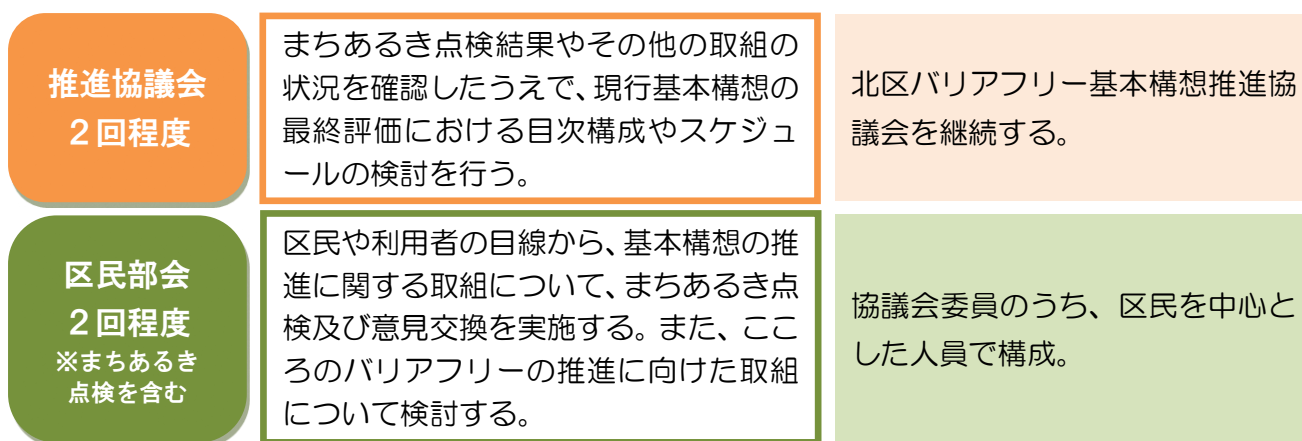


図1-5 基本構想の推進における検討組織の目的と構成

### 1-4. 令和6年度のスケジュール（現時点での実施予定時期）

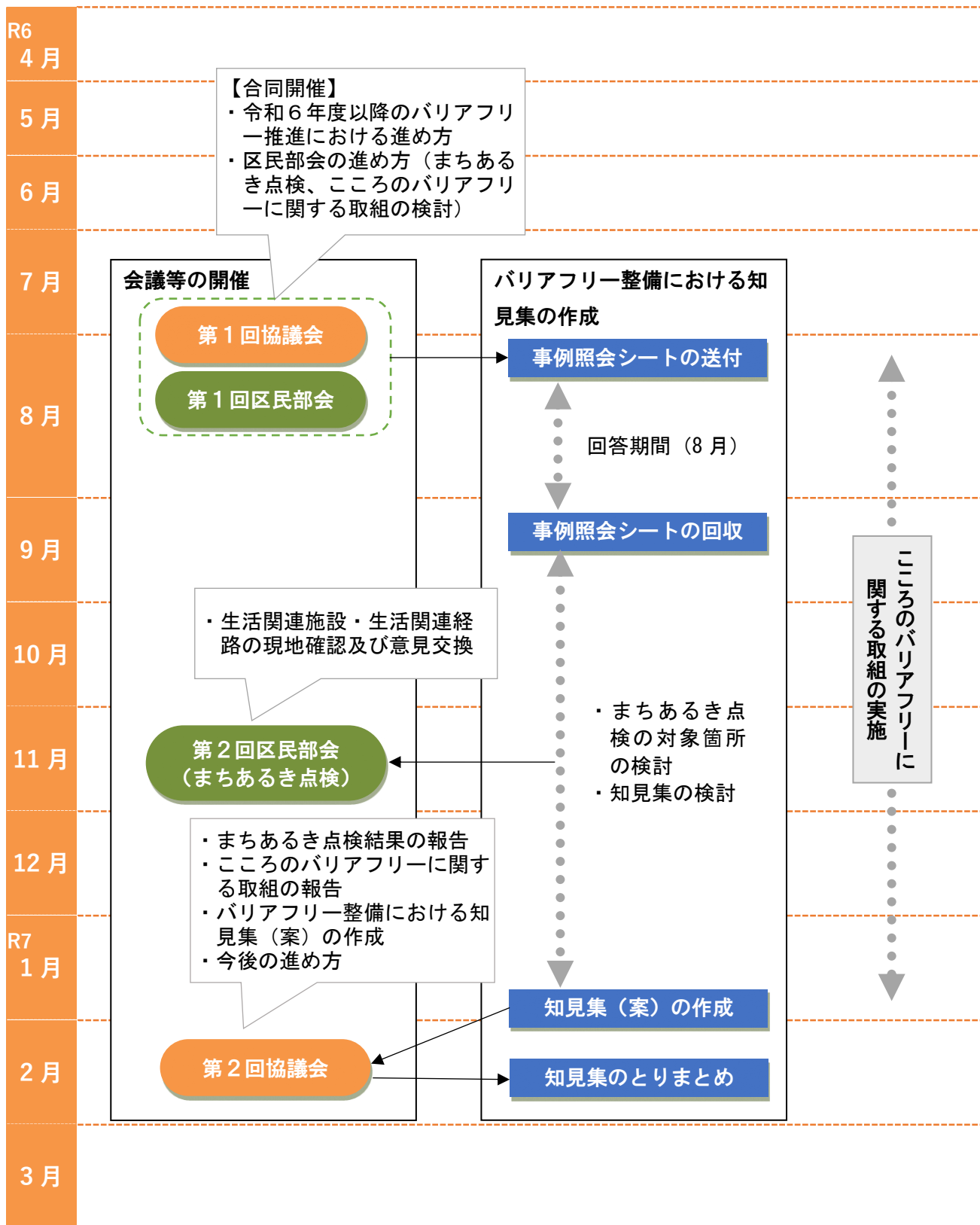


図1-6 令和6年度のスケジュール